改元に関わる各種対応について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼を申し上げます。 2019年5月1日の改元に関わる各種対応について、以下の通りお知らせいたします。

【 改元に関わる O&A 】

A1

A4

「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できるのか

- ・2019年5月以降も、「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけます。
 - 平成31年5月7日 (例)

・「令和」をご使用いただく場合は、「平成」に二重線を引き、「令和」をご記入のうえご使用く ださい。

この場合、訂正印は不要です。

令和

(例)

平成1年5月7日

令和 または、

平成元年5月7日

Q2 「平成」が表記されている手形・小切手は使用可能か

・2019年5月以降も、振出日・支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手類はご使用いただけ A2 ます。

ご使用の際は、Q1の要領でご記入ください。

Q3 「令和」表記の手形・小切手、帳票類を改元後すぐに使用したい

・「令和」表記の手形・小切手帳、帳票類の作成に相応の時間を要するため、一定のお時間をいた A3だきます。

大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

Q4 帳票等に西暦を使用してもよいか。

・手形・小切手は、和暦表記が必要です。西暦表記はご使用いただけません。ご使用の際は、Q1 の要領でご記入ください。

・帳票・書式類には「 年 月 日」のように和暦・西暦表記のないものがあります。この場合は、 どちらもご使用いただけます。

以上

